

第4回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年3月19日(金)午後1時30分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2 委員定数 19名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 高橋 忠一 | 2番 高野 進 | 3番 渡部 清孝 |
| 4番 小沢 勝則 | 5番 武藤 常雄 | 6番 二瓶 崇 |
| 7番 菊地 貴 | 8番 山口 久人 | 9番 大津 康男 |
| 10番 小林千代松 | 11番 平田 恭一 | 12番 木戸 賢治 |
| 13番 木村富士男 | 14番 小林 博行 | 16番 岩崎 茂治 |
| 17番 佐藤 光伸 | | |

4. 本日の総会に欠席通告した委員

15番 菅井 大輔

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第6号 会務報告について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 15 号 農用地利用集積計画について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 喜一郎

次長兼農地係長 渡 部 仁

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 渡 部 涼

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 渡 部 智 恵

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告 2 件、議案 5 件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、15番 菅井大輔委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第4回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、5番 武藤常雄委員、6番 二瓶崇委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第6号から報告第7号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第6号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔13件を朗読、説明。〕

高野進委員から事前にいただいております、No.7・No.8は、解約の成立した日から30日以内に届け出がなされていないが、その理由。また、遅延した場合の対応についての質問に回答させていただきます。基盤法の合意解約は30日以内に届けなければならないということになっておりますが、罰則はございません。届け出が必要であるということを知らない人がほとんどで、他の人に貸したり、売ったりする際に契約に気づき解約の提出をお願いするということが多いです。事務局としては、新規に契約する際にしか分からないものですので、催促をすることが難しいのが現状となっております。

○議長

それではここで、報告第6号から報告第7号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○高野進委員

2番高野です。報告第6号についてですが、3月16日に農地委員会が開かれたというご報告がございましたが、先ほどの幹事会のように正副の委員長が決まったのであれば教えていただきたい。また、報告第7号で事前質問に回答をいただきましたが、農地法に定められている事項について定められていることもございますので、事務処理について研究していただきたい。

○事務局（高橋事務局長）

報告第6号についてご説明申し上げます。各委員会の部分について、全員協議会の際に説明する予定でしたので、幹事会だけ説明してしまいました。申し訳ございません。農地委員会につきましては、農地委員長に木戸農業委員、副委員長に塩川町の須田推進委員が選任されております。他の委員会については、全員協議会の際に詳しくご説明させていただきます。

だきたいと思います。以上です。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

営農面談や、新規の貸借・売買の際以外ですと、把握しきれない面があり、一人一人に聞いていく方法しかございませんので、こちらについては、最良の方法を検討させていただきます。

○事務局（高橋事務局長）

内容の周知を図り、農業者の皆様にご理解をいただき、契約の際に解約をした場合に届け出が必要である旨を伝えていくことや、他の市町村の農業委員会と情報交換をしながら有効な方法を検討し、進めていきたいと考えております。

○議長

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第6号から報告第7号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号から報告第7号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

高野委員より事前にいただきました、過去に許可済の案件ですが、事業計画変更を行う理由は、登記が農地のままであるためなのか。という質問に回答させていただきます。前回の許可が設定でしたので、どちらか一方が登記をかけなければいけなかったところどちらも忘れてしまったということで農地のままであるとのことです。

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1について、7番 菊地貴委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。案件No.1について現地調査の結果並びに補足説明をいたします。去る3月9日午後4時過ぎに、行政書士〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査と聞き取り調査を行いました。申請地は、昭和62年転用の申請があり、自動車販売店の駐車場として利用してきましたが、店舗移転により、不要となったため新たに住宅地として売買することとなりました。周囲に農地はなく、利用の変更をしても問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第11号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり可決するこ

とに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

[所有権移転6件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.1、No.2、No.3については、7番 菊地貴委員、No.4、No.5については、13番 木村富士男委員、No.6については、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

[所有権移転のNo.1、No.2、No.3について、現地調査の結果並びに補足説明]

7番菊地です。案件No.1について現地調査の結果並びに補足説明をいたします。譲受人は薬草栽培をされており、面積拡大をするための申請です。譲渡人と譲受人は同級生であり、今回の申請に至ったそうです。申請地の地目は田となっており、なおかつ水路の便は悪いですが、薬草栽培をするので問題はないそうです。以上より、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。続きまして、案件No.2、No.3について関連があるものですので一

括して内容を説明させていただきます。今回申請された2件の農地は隣接しており、今までも譲受人が作付けしておりました。また、譲受人の所有農地も隣接しているため、作業効率が良くなります。したがって、本申請に伴う権利の取得については、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 4、No. 5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。案件No. 4についてご説明申し上げます。去る3月7日に譲受人立ち合いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は譲受人が賃貸借で耕作しており、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。次に案件No. 5についてご説明申し上げます。こちらも3月7日に譲受人立ち合いで、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人とは親子関係にあり、親子間の移転となります。現地は適正に管理されておりました、今後も管理されるものと判断してまいりました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo. 6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。案件No. 6についてご説明申し上げます。去る3月11日午後1時より、私と支所の渡部主事の2名で申請者〇〇〇さんのご自宅へお伺いし、現地確認と内容の聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第12号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1について、4番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小沢勝則委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。案件No.1についてご報告いたします。3月10日午後3時から齋藤職務代理と私、支所の小林主査、代理人として設定人の父が立ち合いの下、現地調査を行いました。申請地は、設定人の自宅付近で、現況は畑となっております。転用の目的は営農型太陽光発電設備です。土砂の流出等の災害を防止するための措置及び周辺農地の営農条件に支障を及ぼさないための措置としては、畦畔から1メートルの余地を取っております。また、農業用排水施設

に支障はありません。以上より、今回の申請は妥当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第13号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

高野進委員より事前にいただきました、No.3の土地利用計画図にパイプハウスと記載がされておりますが、転用理由にあるとおり農機具格納庫とすべきではないか。という質問に回答させていただきます。パイプハウスを建て屋根を付け、その中に農機具を格納するというこ

とでした。資材がパイプハウスとのことでしたので、こちらの表記とさせていただきます。以上です。

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.1については、7番 菊地貴委員、No.2については、1番 高橋忠一委員、No.3については、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。案件No.1についてご報告いたします。去る3月9日午後4時5分ごろより行政書士〇〇〇さん立ち合いの下、事務局より木野主査、農業委員高橋さんと私で現地調査並びに内容の聞き取り調査を行いました。この案件は先ほど、事業計画変更で出てきている案件です。地目は田となっておりますが、周辺に農地はなく、以前は駐車場として利用されており、雨水の排水溝も整備されておりました。隣接地に土砂が流出しないよう、境界面は再度地固めを行うとのことでした。したがって、本申請に伴う権利の取得については、隣接地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。案件No.1についてご説明申し上げます。菊地委員と私、木野主査の3名で現地調査並びに聞き取り調査へ行ってきました。申請地の周囲は住宅地となっております、農地はなく、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。No.3についてご説明申し上げます。申請者の株式会

社〇〇〇の代表取締役〇〇〇さん、〇〇〇さんの妻、〇〇〇行政書士立ち合いの下、大津農業委員と私、渡部次長と渡部主事で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は平坦であり、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。雨水は地下浸透、側溝流出でありまして、パイプハウスの新設であることから周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第14号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第15号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.122、No.126を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔No.122、No.126を除く案件についてを朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第15号の農用地利用集積計画のNo.122、No.126を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第15号の農用地利用集積計画のNo.122、No.126を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号の農用地利用集積計画のNo.122、No.126を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第15号 農用地利用集積計画のNo.122、No.126の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、4番 小沢勝則委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、小沢勝則委員の退席を求めます。

(4番 小沢勝則委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局 (渡部次長兼農地係長)

[No.122、No.126の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第15号 農用地利用集積計画のNo.122、No.126の案件

についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第15号 農用地利用集積計画のNo.122、No.126の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 農用地利用集積計画のNo.122、No.126の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

4番 小沢勝則委員の着席を求めます。

(4番 小沢勝則委員着席)

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第4回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 午後2時51分